

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第8号

平成25年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年12月18日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 蕨 和 雄

- 1 期 日 平成25年12月25日(水) 午後2時30分 開議
- 2 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○平成25年12月25日

○現在議員12名で次のとおり

1番	柏	木	惠	子
2番	桐	生	政	広
3番	望	月	清	義
4番	三	橋	秀	夫
5番	立	崎	金	治
6番	中	田	眞	司
7番	林		政	男
8番	湯	淺	祐	徳
9番	福	田		守
10番	平	澤	昭	敏
11番	越	川	廣	司
12番	宮	野	孝	雄

平成25年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

平成25年12月25日（水曜日）午後2時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第8号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

議案第4号 質疑、討論、採決

議案第5号 質疑、討論、採決

議案第6号 質疑、討論、採決

議案第7号 質疑、討論、採決

議案第8号 質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号から議案第8号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決
7. 議案第2号の質疑、討論、採決
8. 議案第3号の質疑、討論、採決
9. 議案第4号の質疑、討論、採決
10. 議案第5号 質疑、討論、採決
11. 議案第6号 質疑、討論、採決
12. 議案第7号 質疑、討論、採決
13. 議案第8号 質疑、討論、採決
14. 閉 会

○出席議員（12名）

1番	柏	木	惠	子
2番	桐	生	政	広
3番	望	月	清	義
4番	三	橋	秀	夫
5番	立	崎	金	治
6番	中	田	眞	司
7番	林		政	男
8番	湯	淺	祐	徳
9番	福	田		守
10番	平	澤	昭	敏
11番	越	川	廣	司
12番	宮	野	孝	雄

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	蕨		和	雄
副 管 理 者	北	村	新	司
副 管 理 者	小	坂	泰	久
会 計 管 理 者	入	江		勲
消 防 長	鈴	木	昭	三
次 長	今	井	定	男
総 務 課 長	豊	田	光	弘
予 防 課 長	高	橋	秀	樹
警 防 課 長	清	宮	光	雄
指 揮 指 令 課 長	山	本		稔
佐 倉 消 防 署 長	篠	田	啓	一
志 津 消 防 署 長	大	島	立	美
八 街 消 防 署 長	細	谷	定	夫
酒 々 井 消 防 署 長	岩	瀬	孝	行

○議会議務局出席職員氏名

書	記	長	鈴	木		薫
書		記	深	澤	則	広
書		記	岩	竹	雅	子

◎開会及び開議の宣告

(午後 2時30分)

○議長（桐生政広） それでは、ご苦労様です。

始めに、小坂酒々井町長におかれましては、当選まことにおめでとうございます。今後とも消防組合の発展にご尽力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は、12名であります。したがって、平成25年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎諸般の報告

○議長（桐生政広） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員より定期監査結果報告書の提出について及び例月出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（桐生政広） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号4番、三橋秀夫議員、議席番号5番、立崎金治議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（桐生政広） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（桐生政広） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

◎議案第1号から議案第8号の上程、説明

○議長（桐生政広） 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第8号までの8件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（桐生政広） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第8号までの8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

(管理者 藤 和雄 登壇)

○管理者（藤 和雄） 本日ここに平成 25 年 12 月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝申し上げます。

また、去る 12 月 1 日執行の酒々井町長選挙におきまして、小坂泰久氏が再選の栄を担われ、心からお喜び申し上げる次第でございます。

今後とも消防行政の充実のためにご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから本定例会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 1 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてでございますが、消防組織法の改正により、消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格を市町村の条例で定めることとされたため、本条例を制定いたそうとするものでございます。

議案第 2 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の再任用に関する条例の制定についてでございますが、再任用としての雇用と年金の接続を図るとともに、人事の新陳代謝を図り組織活力を維持しつつ職員の能力を十分活用していくため、当組合の再任用制度の確立の基本となる条例を制定いたそうとするものでございます。

議案第 3 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、再任用条例の制定に伴い、本条例中の再任用に関する条文を整理するものでございます。

議案第 4 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、再任用条例の制定に伴い、本条例中に再任用に関する条文を新たに規定するものでございます。

議案第 5 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告があったことを踏まえ、当消防組合職員の給与について千葉県に準じた改正を行うとともに、再任用制度に係る条文等を整備するものでございます。

議案第 6 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本特例給与条例については、管理職の職員に係る給料について 2 年間減額して支給するものでありますが、現行の規定では、この間に退職する職員の退職手当の額に影響を及ぼす場合があるため、これを解消すべく本条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

議案第 7 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、消防法施行令の一部改正により、検定対象機械器具等の見直しを受け、本条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

議案第8号 平成25年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,305万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,649万7,000円といたそうとするものでございます。

歳入の補正は、分担金及び負担金で、長期償還分担金を減額し、繰入金を増額するものでございます。

歳出の補正は、消防費のうち、常備消防費で需用費を増額し、公債費のうち利子を減額するものでございます。

次に、債務負担行為の設定について、補正を行うものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議のうえ、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（桐生政広） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

（次長 今井定男 登壇）

○次長（今井定男） 消防本部次長の今井定男でございます。提案理由の細部説明をさせていただきます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてでございますが、平成25年6月14日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、平成26年4月1日付けで消防組織法第15条が改正され、これまで政令で定められていた、消防長及び消防署長の任命資格が市町村の条例で政令の定める基準を参酌して定めることとなりましたので、本条例を制定いたそうとするものでございます。

消防長の資格概要は、消防署長及び同等職以上で1年以上、消防団長で2年以上、構成市町長直近下位の内部組織の長で2年以上、消防署長の資格概要は、消防司令以上の階級に1年以上、消防司令補以上の階級に3年以上、消防団の副団長の職に3年以上、以上の職又は階級にあったものとしたそうとするものでございます。

議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の再任用に関する条例の制定についてでございますが、公的年金の支給開始年齢が、平成25年度以降段階的に60歳から65歳へと引き上げられることにより、無収入となる期間が発生しないよう、再任用としての雇用と年金の接続を図るとともに、経験豊富な職員の定年退職に伴う消防技術力の低下を防止するため、熟練した技術、経験を円滑に伝承する方策として、再任用制度が有効であるため、本条例を制定し、再任用制度を運用いたそうとするものでございます。

概要につきましては、地方公務員法第28条の4から第28条の6に規定される常時勤務及び短時間勤務等により65歳となる年度末日まで再任用できるように制定いたそうとするものでございます。

議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、議案第2号の佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の再任用に関する条例に関し、本条例から再任用に関する条文を整理するものでございます。

議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます

が、議案第2号の佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の再任用に関する条例に関し、本条例中に「再任用短時間勤務職員」の条文を加え、1週間当たりの勤務時間を15時間30分から31時間までの範囲内といたそうとするものでございます。

議案第5号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、第1条では平成25年8月8日付の人事院勧告及び10月18日付千葉県人事委員会勧告を踏まえ、千葉県人事委員会勧告に準じ別表第1、給料表の1級から3級までの若年層の給料を平成25年4月1日から平均0.09%引上げようとするものでございます。第2条では再任用職員の給料の規定を加えようとするものでございます。

議案第6号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成25年4月1日から施行した佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与の特例に関する条例では、管理職の職員については平成27年3月31日までの2年間、給料を2%減額支給しておりますが、現行の規定ではこの間に退職する職員の退職手当の額に影響するため、影響しないよう文言の修正をいたすものでございます。

議案第7号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、消防法施行令の一部改正により同施行令第37条に規定される検定対象機械器具等から消防用ホースが除外されたため、所要の改正を行おうとするものでございます。

議案第8号 平成25年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、細部につきまして補正予算書の6ページをご覧ください。

2の歳入でございますが、1款1項2目長期債償還分担金を656万8,000円減額いたそうとするもので、平成24年度の組合債借入れ分利子の確定による減額でございます。

7款1項1目財政調整基金繰入金を1,961万9,000円増額いたそうとするものでございます。

次に、7ページにお進みください。

3の歳出でございますが、3款1項1目常備消防費に1,961万9,000円を増額いたそうとするものでございます。11節需用費中、修繕料を1,858万9,000円及び被服費を103万円増額いたそうとするものでございます。修繕料は主に8月6日に発生いたしました落雷による空調設備の被害への修繕事業費を、被服費は新規救助隊員7名の被服の購入事業費をそれぞれ増額いたそうとするものでございます。

4款1項2目利子23節償還金、利子及び割引料を平成24年度組合債借入利子確定により656万8,000円減額いたそうとするものでございます。

次に、8ページにお進みください。

最後のページになりますが、債務負担行為に関する調書でございますが記載の各事業につきましては、年間を通じて継続的に契約が必要な事業でございますので、債務負担行為を設定させていただこうとするものですが、平成25年度中の支出はございません。

以上で提案理由の細部説明を終わりにさせていただきます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（桐生政広） 議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（桐生政広君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（桐生政広） 議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の再任用に関する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の再任用に関する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（桐生政広） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（桐生政広） 議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（桐生政広） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（桐生政広） 議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（桐生政広君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（桐生政広） 議案第5号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第5号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（桐生政広君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（桐生政広） 議案第6号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第6号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（桐生政広） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（桐生政広） 議案第7号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第7号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（桐生政広） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（桐生政広） 議案第8号 平成25年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第8号 平成25年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（桐生政広君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（桐生政広君） 以上をもちまして、平成25年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

（午後 2時56分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 桐 生 政 広

署名議員 三 橋 秀 夫

署名議員 立 崎 金 治